

第1回 城陽市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成 26 年 3 月 27 日（木） 19：00～21：30

場 所：城陽市役所 2 階 第 1 会議室

出席者：委員	18 名
（安藤会長、久保副会長、大久保委員、浅井委員、朝山委員、石田委員、能塚委員、丸山委員、安森委員、山下委員、山本委員、油野委員、井上委員、森委員、吉田委員、中岡委員、初山委員、野口委員）	
事務局	14 名
業者（地域社会研究所）	2 名
	計 34 名

資 料：次第

- ・資料 1 城陽市子ども・子育て会議について
- ・資料 2 城陽市子ども・子育て会議条例
- ・資料 3 城陽市子ども・子育て会議の公開に関する要項
- ・資料 4 パンフレット「おしえて！子ども・子育て支援新制度」
- ・資料 5 子ども・子育て支援新制度について
- ・資料 6 子ども・子育て支援事業計画について
- ・資料 7 子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査単純集計結果報告書
- ・資料 8 - 1 子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査（就学前児童用）
- ・資料 8 - 2 子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査（小学生用）
- ・資料 9 じょうよう冒険ランドプラン（後期）平成 24 年度取組状況
- ・資料 10 子ども・子育て支援法（抜粋）

1.あいさつ、委嘱書等交付、市長挨拶、委員紹介

事務局

皆様こんばんは。第 1 回城陽市子ども・子育て会議を始めます。本日はお忙しい中ご出席ありがとうございます。また、平素は城陽市の児童福祉行政にご支援賜りありがとうございます。それでは会議に先立ちまして本日お配りした資料を確認いたします。

資料確認

続きまして、市長より委嘱書等交付いたします。

委嘱書等交付

それでは、市長よりご挨拶申し上げます。

市長

皆様こんばんは。本日はお集まりいただきありがとうございます。委員の皆様におかれましては、城陽市子ども・子育て会議の委員をお引き受けいただきありがとうございます。昨今、子ども・子育てを取り巻く環境は少子化や核家族化の進行、女性の就労の増加、待機児童の増加、児童虐待、ワーク・ライフ・バランスの実現など様々な課題を抱えております。そのような中、子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指して子ども・子育て支援法が制定されました。

子ども・子育て支援事業計画が今後の城陽市の子育て支援施策の道標となりますよう、委員の皆様にはそれぞれの分野の経験と知識を大いに発揮していただき、活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございます。続きまして、委員の皆様のご紹介をいたします。

委員紹介

次に、事務局職員の紹介をいたします。

事務局紹介

市長は所要のため退席いたします。

市長退席

2. 子ども・子育て会議について

子ども・子育て会議について

事務局

それでは、次第5の「子ども・子育て会議について」に移ります。「子ども・子育て会議について」を事務局より説明いたします。資料1「城陽市子ども・子育て会議について」をご覧ください。

資料1説明

会長及び副会長の選任について

事務局

続きまして、「会長及び副会長の選任について」に移ります。城陽市子ども・子育て会議条例第5条に基づき、委員の互選によって会長、副会長を選任いたします。皆様よりご推薦ございますでしょうか。

山下委員

本日第1回目の会議ということで、初めて顔を合わせる方も多数いらっしゃいますので、事務局よりご提案いただきたいと思います。

事務局

それでは、事務局より会長に安藤委員、副会長に久保委員をご推薦いたします。皆様いかがでしょうか。

異議なし

それでは会長は安藤委員、副会長は久保委員に決定させていただきます。安藤会長、久保副会長よりご挨拶をよろしく願いいたします。

安藤会長

皆様こんばんは。率直なご意見を頂戴できればと思います。平成26年秋には城陽市子ども・子育て支援事業計画を京都府へ提出する予定です。タイトなスケジュールではありますが、皆様のお力添えをよろしく願いいたします。

久保副会長

皆様こんばんは。意味のある時間を過ごせませう、自分の立場でわかることはこの場で発言していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

会議の公開について

事務局

続きまして、「会議の公開について」の説明をいたします。資料3「城陽市子ども・子育て会議の公開に関する要項」をご覧ください。

資料3説明

以上でございます。

3. 議事「(1) 子ども・子育て支援新制度について」

子ども・子育て支援新制度について

事務局

それでは、次第6の議事に移ります。以降の進行は安藤会長にお願いしたいと思います。

安藤会長

それでは、「(1) - 子ども・子育て支援新制度について」を事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料4「パンフレット教えて！子ども・子育て支援新制度」をご覧ください。

資料4説明

続きまして資料5「子ども・子育て支援新制度について」をご覧ください。

資料5説明

以上でございます。

安藤会長

ありがとうございます。皆様ご意見、ご質問等ございますか。

石田委員

子ども・子育て会議では事務局が素案・たたき台を提示して審議し、子ども・子育て支援事業計画の策定ではパブリックコメントを募集するということですが、パブリックコメントは議会の審議なしに実施するのでしょうか。また、子ども・子育て支援事業計画を京都府に報告するということですが、最終的に国へ報告する内容についてはどこで決定されるのでしょうか。要は、子ども・子育て支援事業計画の実行と会議で審議する案の関係性を教えていただきたいと思えます。

事務局

子ども・子育て支援事業計画の内容は京都府との調整が必要です。調整の後、城陽市で内容を策定いたします。実行については、子ども・子育て会議で状況を確認していきます。

石田委員

それでは、子ども・子育て会議では子ども・子育て支援事業計画の実行段階の内容の進行管理について審議するということですか。

事務局

平成26年度は子ども・子育て支援事業計画案について審議いたします。

石田委員

重要な内容になると思えますし、すんなりと決まるのでしょうか。平成27年4月の実行段階で、公立保育園はどうなりますか。認定こども園は直接契約となりますが、公立保育園も直

接契約、直接入所ということになるのでしょうか。

事務局

保育園の入所については城陽市の調整が行われますので、直接入所ということにはならないと思います。

石田委員

国は公立保育園を認定こども園と同様の扱いにしていくというねらいがございます。城陽市では平成 27 年度までに、どの様に公立保育園のあり方を審議していくのでしょうか。

事務局

子ども・子育て会議では公立保育園の入所制度等を決定するのではなく、主に子ども・子育て支援事業計画案や、特定教育・保育施設の利用定員案について審議いたします。

石田委員

平成 27 年度より子育てに関する制度が大きく変わります。私立保育園は従来通り市町村が保育園に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う予定ですが、公立保育園は国の方針によれば認定こども園と同様に施設型給付を受けることとなります。公立保育園のあり方についても審議が必要ですし、保護者にとっても課題になります。

事務局

認定こどもについて、既存の幼稚園及び保育園からの移行は義務づけられておりません。各施設の判断に委ねられております。

石田委員

それでは、城陽市では公立保育園のあり方についてどの会議で審議されているのでしょうか。

事務局

城陽市では公立保育園を認定こども園に移行する考えはございません。したがって、子ども・子育て会議では議論いたしません。

石田委員

それでは、この会議では何を審議するのでしょうか。

事務局

主に子ども・子育て支援事業計画案の策定と利用定員案について審議を行います。

石田委員

子ども・子育て支援新制度は国の方針を基本にしています。国の方針では、公立保育園が従来と変わるということになっています。その内容について議論するのが会議の趣旨ではないのでしょうか。城陽市で公立保育園のあり方を変えないということであれば、子ども・子育て会議の趣旨は何でしょうか。

安藤会長

子ども・子育て関連3法には幼稚園、保育園、認定こども園という柱とともに、子ども・子育て支援の柱もございます。次世代育成支援対策後期行動計画は平成26年までとなっており、つながりは未定ですが、平成27年度からは子ども・子育て支援新制度がスタートします。また、次世代育成支援対策推進法の改正も行われました。その流れの中に子ども・子育て会議があるのだと思います。

事務局

現行の城陽市次世代育成支援推進事業行動計画が平成26年度末で終了することに伴い、新しい5カ年計画を作成します。方針については議論の必要があります。

石田委員

わかりました。これからの議論の中で話合っていくということですね。

安藤会長

現行の事業計画はどうなっていますか。

事務局

次第6の「(2)城陽市の現在の取組について」で説明いたします。

浅井委員

認定こども園になることにより、幼稚園としては事務的なことが複雑になります。京都府の幼稚園連盟でも方針はまだ決まっていません。認定こども園については、各施設がポツポツと移行するよりも一斉に移行した方が良いという意見もございますし、城陽市と幼稚園が協力しながら進めていかねばならないと感じています。

子ども・子育て関連3法の内容は一般の保護者にはあまり影響がありません。今後税収が増えれば補助金を増やしていこうという話です。運営側にとっては国や京都府の方針が決定しておらず大変なこともあります。一般の保護者にとっては給付のあり方などを知らせていくべき

だろうと考えております。

安藤会長

幼稚園、保育園、認定こども園の議論になりますと、ここにいらっしゃる一般参加の委員にとっては話が難しくなります。整理しながらの議論が必要ですので、他の委員も積極的に意見を述べていただき、幼稚園、保育園、認定こども園もあるという中で子育て全体の話をしていただくとうよろしいのではないのでしょうか。一般参加の委員が参加しにくい議論では会議の意味がございません。使用されている言葉も難しいですね。

吉田委員

安藤会長がおっしゃる通り、条例や制度の説明を聞いていても言葉の意味がよくわかりません。認定こども園がどのように複雑になるのかもわかりませんし、最初の段階でつまづいてしまっています。

事務局

申し訳ございません。わからない用語等はその場でおっしゃっていただければ説明いたします。次回の会議ではわかりやすい説明にいたします。

安藤会長

疑問や質問は直接事務局にお問い合わせいただいても結構です。

吉田委員

もう少し詳しくわかる資料を提供いただければ助かります。

安藤会長

事務局には委員が共通理解できるように情報を伝えていただきたいと思います。

子ども・子育て支援事業計画について

安藤会長

それでは次の議事に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、「(1) 子ども・子育て支援事業計画について」を説明いたします。資料6「子ども・子育て支援事業計画について」をご覧ください。

資料6説明

安藤会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますか。

石田委員

資料6を見ますと、子ども・子育て支援事業計画は5年を1期とすると定められていますが、「3. 計画で定める事項」の必須記載事項として「(2) 幼児期の学校教育、保育に係る需要量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期」が挙げられています。先ほどから申しますように、教育、保育の提供体制をどうするのかということについて、幼稚園、保育所、認定こども園、公立、私立ということも含めて審議が必要です。どのような提供体制になるのかということはやはり重大だと思いますし、提供体制について子ども・子育て会議で決定されるのかどうかを先ほどから質問しております。

浅井委員

法律上、幼稚園は3歳未満の子どもを預かれません。認定こども園になれば0～2歳児も預かることはできますが、運営が大変難しくなります。認定こども園を増やすことにより待機児童を減らすことが国のねらいです。認定こども園の議論では待機児童の多い地域のことばかりが目立ちますが、実際には認定こども園を必要としない地域がほとんどです。

吉田委員

従来の保育園はそのままにし、一方で幼稚園プラス保育園の施設をつくるということですか。

浅井委員

国はそのような形で待機児童を減らしていこうとしています。

事務局

基本的に保育園の需要は高く、城陽市でも子ども数は減少していますが保育園の入所児童数は伸びています。保育が必要な子どもを保育園、幼稚園、認定こども園などどのような体制で受け入れていくのかということについて議論が必要であると感じています

安藤会長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございませんか。

大久保委員

私たちが子ども・子育て会議で議論するのは、いかに子育て家庭の負担や不安を減らしてい

くかということだと思えます。

質問ですが、城陽市では年間何人くらいのお子さんが生まれていますか。

事務局

年間 600 人程度でございます。統計データについては皆様にお知らせする必要があると思えますので、子育てに関するデータを別途お送りいたします。

今後、保育の必要な子どもをどの様に受け入れていくかということが一番大きなテーマだと思います。また、城陽市全体がどのように子育て支援を進めていくのかということも含めてご議論いただければと思えます。

安藤会長

子ども・子育て支援新制度では 1 号、2 号、3 号と保育の必要性の認定を受けることとなりますが、よく考えてみると現状とほとんど変わりません。1 号は 3 ～ 5 歳の幼児期の学校教育のみを受けたい子ども、2 号は 3 ～ 5 歳の保育の必要性のある子ども、3 号は 0 ～ 2 歳の保育の必要性のある子どもに対する認定区分です。幼稚園に進みたい人は幼稚園へ、保育園に進みたい人は保育園へ、認定こども園へ進みたい人は認定こども園へという選択肢のお話です。市町村は認定区分ごとに量の見込みや確保の内容を設定しますが、利用者側からすれば大波乱が起きるようなことではないと思えます。

吉田委員

しかし、保護者からすると幼稚園、保育園、認定こども園と 3 択になります。そのうち、認定こども園には幼稚園と保育園両方の利点があるわけですね。

浅井委員

認定こども園は同じ施設の中で 0 ～ 2 歳までは保育を、3 ～ 5 歳は教育を提供すると施設です。しかし、3 歳以降はみんなが幼稚園教育を受けるということではなく、保育を希望される方には保育所型の認定こども園もタイプとしてはございます。

吉田委員

認定こども園の利用希望が殺到すると、あふれる子どもは入所できないということですか。

浅井委員

城陽市内の幼稚園が一斉に認定こども園になれば同じような教育・保育を提供できます。しかし、そうなると給食施設をつくったり、先生の確保も大変になります。国もまだ方針を決定していません。認定こども園に移行するかどうかを考えるのは運営側の判断であり、利用者

としては補助が増えるとか、選択肢が増えるといったお話になるかと思います。

能塚委員

認定こども園について一言で説明することは難しいため、次回事務局より詳細に説明していただく必要があると思います。私から少し説明いたしますと、福祉分野ではまず高齢者の介護保険制度があり、平成 12 年に老人ホームが増えました。その後市町村が利用者が受けるサービスを決定する措置から、利用者が自らサービスや事業者を選ぶ直接契約になり、利用者に選択の幅が広がりました。次に平成 18 年に障害者自立支援法ができました。そして平成 27 年度には子ども・子育て支援新制度がスタートする予定となり、やっと子どもの段階にきました。

子ども・子育て支援新制度では、市町村は何年までにどういう取組を行うか計画をまとめ国に報告しなければいけません。子ども・子育て会議では、事務局から子ども・子育て支援事業計画の内容と実施時期が提示されますので、それについて皆さんからご意見を頂戴することになります。

安藤会長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございますか。

事務局

城陽市では現在待機児童 0 ということになっておりますが、自宅より 20 以内に通える保育園があるが、その他の保育所を希望し待機されている場合は待機児童にはなりません。そのような方は 3 月の時点で 30 数名いらっしゃいます。このような方たちの受け皿の確保についても考えていかなければなりませんし、保育園で受け入れられないということであれば認定こども園もありえます。しかし、幼稚園が認定こども園に移行するための基準は未定になっております。

浅井委員

今後の教育、保育の提供体制を議論する中で、国の方針が未定や案となっているものが多いです。

安藤会長

実際に国のスケジュールも遅れており、平成 26 年秋の子ども・子育て支援事業計画の京都府への報告も予定通りに進むかわかりませんが、いつでも報告できるよう準備は必要ですので、皆様よろしく願いいたします。

石田委員

会議の趣旨ということに戻りますが、教育、保育の提供側にもいろいろな課題がありますが、需要側からも改革が求められています。市町村としてどう対応していくのでしょうか。少子化

や子どもを産み育てやすい環境、ワーク・ライフ・バランスということは国と地方が総合的に考えていく課題です。働くことと子育ての関係では企業に協力してもらわねばならないこともございます。保育園、幼稚園がどうこうということではなく、保護者が求めていることを広く審議していく必要があると思います。

安藤会長

石田委員がおっしゃいますように、城陽市全体の子育て支援について、総合的に議論することが大事です。

計画策定に関するアンケート調査結果について

安藤会長

次の議事に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議事 6 の「(1) 計画策定に関するアンケート調査結果について」を説明いたします。資料 7 をご覧ください。

資料 7 説明

続いて地域社会研究所より、今回のアンケート結果の特徴について説明いたします。

地域社会研究所

それでは単純集計結果の中から特徴が現われている項目について報告します。

まず、単純集計報告書の 8 ページと 65 ページに祖父母の近居状況を掲載しています。調査結果を見ますと、就学前児童の家庭、小学生の家庭ともに 8 割近く (79.4%、75.6%) の家庭が近くに祖父母が住んでいると回答しています。9 ページと 67 ページの日頃子どもを預かってもらえる状況をみても就学前児童の家庭では 6 割以上 (64.0%)、小学生の家庭では 5 割以上 (56.6%) が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に子どもを預かってもらえる」状況にあります。なお、子どもが小学生になると「緊急時もしくは用事の際には子どもを預かってもらえる友人・知人がいる」と回答する割合が増えており、いざという時に親族以外の協力を得られる状況であることが読み取れます。

続いて 13 ページと 71 ページの子育ての相談相手を見ると、就学前児童の家庭では「祖父母等の親族」が最も多く選ばれ、次いで「友人や知人」となっています。一方で小学生の家庭では「友人や知人」が最も多く選ばれ、次いで「祖父母等の親族」となっており、子どもが成長するにつれ親族以外への相談相手の広がりがみられます。子育ての悩みや不安のなかで「話し相手や相談相手、協力者がいない」と回答する割合は就学前児童の家庭、小学生の家庭ともにごくわずかであり、市内の多くの子育て家庭では親族や知人・友人を中心に子育ての協力が得ら

れる状況にあると言えます。

単純集計報告書の 22 ページの現在利用している定期的な教育・保育事業をみると、保育園が 5 割以上（54.7%）となっており、今後定期的に利用したい教育・保育事業でも保育園が 5 割以上（51.0%）となっています。城陽市では、他市に比べ保育園の利用意向が高いという特徴があります。調査結果から、保育園の利用意向が高くなる要因までは追求できませんが、計画策定においては子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえることが求められていますので、教育・保育事業の供給体制を考えるなかで調査結果では測れない子育ての現状なども考慮していく必要があります。

単純集計報告書の 32～34 ページをご覧ください。今後、市内の教育・保育提供区域ごとに子ども・子育て支援事業の提供体制を確保していくことをふまえ、就学前児童の調査において地域子育て支援事業の認知状況、利用状況、利用意向を尋ねています。そのうち認知率は高いものの利用率が低い事業として「休日保育・休日の一時保育」「ファミリー・サポート・センター」「病後児保育」がありますが、これら事業の利用意向率をみると現在の利用率より 20 ポイント以上高くなっています。今後国のワークシートに基づき量の見込みの算出において、これらの項目を含めた子育て支援事業等のニーズ量が算出されます。

また情報・相談事業では、「保健センターの健診や相談」を除き認知率は 3～5 割程度、利用率は 1 割未満であるが、利用意向をみると「保育園での子育て相談」と「保健所の情報・相談事業」では現在の利用率より 20 ポイント以上高く、3 割程度の家庭が当該事業を利用したいと考えています。

単純集計報告書の 46、47 ページと 78 ページでは放課後の子どもの居場所について掲載しています。調査結果をみると、就学前児童の調査では就学後の放課後に自宅で過ごさせたいと考えている家庭は低学年時の希望、高学年時の希望ともに 6 割程度（55.0%、67.7%）ですが、小学生の調査をみると 8 割（81.9%）の子どもが放課後を自宅で過ごしています。

学童保育所の利用状況をみると、小学生の調査では利用率は 1 割弱（12.4%）にとどまっていますが、就学前児童の調査では 3 割程度（33.0%）の家庭が就学後の低学年の放課後に過ごさせたい場所として学童保育所をあげています。なお平成 27 年 4 月からは学童保育所の利用対象が小学 6 年生までになりますが、小学校 4 年生以降も学童保育所の利用意向がある家庭のうち 7 割（73.9%）が 6 年生まで利用したいと考えています。学童保育所についても国のワークシートに基づきニーズ量が算出されます。説明は以上でございます。

安藤会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますか。

石田委員

調査結果を見まして、実態と異なる結果になっている様に感じました。例えば報告書の 39

ページから病児保育のことが掲載されていますが、現在子どもを保育所に預けている家庭を対象にすれば、子どもが病気の際に「父親が休んだ」、「母親が休んだ」というような選択肢の結果も、もっと数値は上がると思います。調査対象の抽出の仕方が甘いのではないのでしょうか。今子どもを保育園に預けている方に尋ねればもっと数字が変わると思います。どのような意図でこのアンケートをとられたのでしょうか。調査結果に子育ての深刻な面が現われていないと思います。

事務局

ニーズ調査は国から提示されたモデル調査票に基づき、京都府が府版のモデル調査票を作成しました。城陽市では、京都府版モデル調査票に城陽市で考えました設問を加え調査票を作成しました。また、就学前児童のニーズ調査では、全児童を対象にしています。

病児保育について40ページをみますと、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答された割合は32.1%ですが、病児・病後児保育施設等を必要とされている家庭への対応が求められていると認識しております。

石田委員

病児・病後児保育施設等を「利用したいとは思わない」という回答が66.8%というのは実態と異なると思います。これでは、病児施設は不要ととらえられかねないのではないのでしょうか。

事務局

このアンケートは幼稚園を利用されている家庭の回答も含まれています。幼稚園の利用家庭では基本的に誰かが家庭で子どもを見られる状況にありますので、「利用したいとは思わない」という回答が増えた可能性がございます。しかし、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答された32.1%は大きいと考えています。

初山委員

就学前児童の家庭の回収率が48.6%ということですが、これだけの分量を回答できる時間の余裕があった家庭のアンケート結果ではないのでしょうか。アンケートに回答できなかった子育て家庭の実態をみていく必要があるのではないのでしょうか。

事務局

ありがとうございます。調査結果の数字についてのご意見もお聞かせいただきたいと思います。ありがとうございます。

中岡委員

孫が二人おり、娘がこのアンケートに回答していましたが。大変でした。子育てをしている娘のことになりますが、子育て支援センターがどこにあるのかもわからない状況です。ひとり親家庭、両親がいる家庭など状況は様々あります。アンケートをとって見ないと始まらない部分もありますが、子育ての切実な実態は調査結果にあがってこないのだなと感じています。城陽市は待機児童0と聞いていましたが、そうではないことも今日初めて知りました。待機児童云々というよりも、地域の大人ができることがあれば何か力になりたいと感じますし、子育てに困っておられる家庭には地域の力が必要だと思います。

山下委員

本日の報告は単純集計ということですが、今後クロス集計の結果も報告していただけるのでしょうか。現在利用している施設でクロス集計をしてみると、保育園を利用している家庭や幼稚園を利用している家庭ごとに実態が見えてくるのではないのでしょうか。

事務局

クロス集計も今後行い、結果の提供もしていきたいと考えております。

安藤会長

数字については数値が大きいほど良い結果ということではありませんし、データの解釈が大事だと思います。

吉田委員

我が家にもアンケートが届きましたが、何と回答すれば良いかわからない設問がたくさんありました。仕事へ行って子どもの送り迎えや世話をしている生活の中で何日以内に回答して出してくださいと言われても、なんて強引なんだろうと思いました。回答の仕方の見本などが添えてあれば良かったと思います。何か強引な制度を実施しようとしているのだろうかという印象を受けました。本日の子ども・子育て会議の日程についてもギリギリまで分かりませんでしたし、市民に優しい取組みをしていただきたいです。

安藤会長

このアンケートは国が全国比較のための必須調査項目とした設問、京都府が必須とした設問、さらに城陽市の独自の設問と三重になっていますので、実施する側も回答する側も大変だっただろうと感じます。

油野委員

子どもがたくさんいますので、忙しい中ではなかなか回答できませんでした。幼稚園の保護

者代表という立場でなければ回答できていなかったかもしれません。

事務局

皆様お忙しい中、分量の多いアンケートを面倒だと思われるのは当然のことと考えております。アンケートは国、京都府が提示している設問と城陽市で考えた設問で構成されています。分量が多く申し訳ありませんでしたが、子育て家庭の状況把握のため実施しましたことをご理解いただきたいと思います。

浅井委員

子どもがいない家庭では、アンケートを実施している状況についてもわかりません。城陽市では他市に比べ実施時期も遅れていましたし、実際いつアンケートが届いたのかわかりませんでした。事前の広報が欲しかったです。お知らせいただければ、回答の仕方がわからない保護者の方に教えてあげることもできたかと思えます。

事務局

事前の広報については城陽市のホームページに掲載しておりました。それ以外の働きかけという点では配慮がなかったと感じております。

吉田委員

パブリックコメントを募集するというのですが、ニーズ調査の様に突然アンケートが届くというやり方はやめていただきたいです。事前に広報や、幼稚園や保育園の先生を通じて連絡が欲しいです。市役所内やその周辺でお知らせが掲示されていても、用事がなければ市役所には来ませんし、見ません。また、難しい言葉で書かれていると理解ができない場合もありますし、わかりやすく簡潔なものにしていきたいです。

事務局

パブリックコメントは子ども・子育て支援事業計画原案を作って、広報やホームページ上に掲載し、原案を読まれてご意見のある方から頂戴したいと考えております。子育て家庭全てから募集するということではございません。

吉田委員

ホームページや広報は見ない人は見ません。回覧板などを利用して地域で声かけをしないと、このようなアンケートは回収できないのではないのでしょうか。

事務局

どのような方法で事前の告知を行うかということについても考えていきたいと思えます。

安藤会長

資料6を見ますと計画で定める事項が掲載されています。区域設定や需要量の見込みが調査結果に基づいて決定されますので、委員の皆様にはじっくり読んでいただいて、次回ご意見を頂戴したいと思います。

4. 議事「(2) 城陽市の現在の取組状況について」

安藤会長

それでは次の議事に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは議事6の「(2) 城陽市の現在の取組について」を説明いたします。資料9「じょうよう冒険ランドプラン(後期)平成24年度の取り組み状況」をご覧ください。

資料9説明

安藤会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますか。

石田委員

資料9の4ページに「地域子育て支援センターの充実」という項目あり、24年度は旧深谷幼稚園跡地において、地域子育て支援センターと多世代交流機能を併せ持った複合施設の建設に向けた検討を行ったということですが、地域子育て支援センターはローカルな問題ではなく、全市的に重要な役割をもった施設です。保育園も園児だけではなく、地域の子育ての拠点としての役割を果たしてほしいというのが社会の要請ですし、ひとつの地域に拠点を置くということであれば、しっかり運営をしていただきたいと思います。

安藤会長

資料9の2ページでは「障害」と「障がい」という表記が混在していますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。

事務局

「じょうよう冒険ランドプラン(後期)」を策定した時点では「障害」としておりましたが、平成24年度より、法律上の表記を除きまして城陽市が独自で使用する言葉は全て「障がい」と表記しております。

浅井委員

資料9の2ページの「母子家庭自立支援の充実」について、高等技能訓練促進給付金13人の成果はあったのでしょうか。

事務局

皆さん看護師などの資格を取得して就職しております。

吉田委員

こんなにもお金がかかるものなのでしょうか。

事務局

職業訓練を受けたり資格取得の勉強をされる間、仕事に就けない期間に生活費としてお支払いするお金です。給付額は所得状況によって変わります。資格を取得されて仕事に就きたいという方への給付です。

安藤会長

ありがとうございます。他にございますか。

質疑なし

5. その他、閉会

安藤会長

それでは事務局より今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

事務局

進行ありがとうございました。第2回子ども・子育て会議の開催日日程調整表をFAX等でお知らせくださいますよう、よろしく願いいたします。今後も子ども・子育て支援事業計画策定にあたって皆様のご意見を頂戴したいと考えております。本日はありがとうございました。

安藤会長

以上で第1回子ども・子育て会議を終わります。本日はどうもありがとうございました。